

2021年11月19日

富山県知事 新田八朗殿

児童福祉および子ども医療に関する要望書

富山県医師会 会長 馬瀬大助
富山県小児科医会 会長 八木信一

近年、医療の進歩により救えなかった命を救えるようになった一方で、特別な支援が必要な子どもたちが増えており、従来の福祉の枠組みだけでは対応が困難になっている。

また発達障害や、虐待によるトラウマなどで生きづらさを抱える子どもたちが、成育過程において適切な「育ち」やこころのケアを受けることができないまま、修復や自立が困難になり、自ら命を絶ったり、時には世代間連鎖を生む状況は、未だ解決されないうままである。

このような子どもたちを含む、すべての子どもに健やかな「育ち」を保障し、育てにくさで困っている親子に手を差し伸べる社会でなければ、未来はない。

国においては、成育基本法、および医療的ケア児支援法が施行され、こども庁創設が検討されている。子ども政策において光の当たりにくかった児童福祉、小児医療・保健、教育、およびその連携のあり方を見直す転機を迎えており、富山県においても、小児医療のあり方、児童相談所を含む児童福祉のあり方について、検討がなされているところである。

このように小児を取り巻く環境の整備は喫緊の課題であり、既存の枠組みを越え、子どもたちが置かれている現状をよく知る現場の意見を聞き、必要な政策を確実に実行して、真の幸せ(well-being)を感じることができる富山県としていただきたく、以下、要望する。

1 子どものこころのケアについて

- (1) 虐待・不適切養育で支援を必要とする親子の背景には、育てにくさや社会的課題がある。発達の課題や虐待のアセスメントを含め、入口での医療の関与と、トラウマインフォームドケアの視点での評価やこころの治療が可能となるよう、「富山県リハビリテーション病院・こども支援センター」に、富山児童相談所、児童心理治療

施設を併設し、機能強化を図り、子どもたちが安心して過ごせる複合拠点としていただきたい。

- (2) 子どものこころの問題の背景には、親の精神疾患や貧困・孤立などの困難が複合的に存在することが少なくない。子どものこころの回復には親のこころの安定が必要であり、また精神疾患等によるネグレクト等の防止のため地域精神保健が必要である。富山県リハビリテーション病院・こども支援センターを中心とした児童福祉および子どものこころのケアの中核施設に、心の健康センターを移転し、家族機能を取り戻すための複合拠点としていただきたい。
- (3) 子どものこころの診療には、学校等における関係調整や、民間団体が担う支援や居場所との円滑な関係調整が必須である。富山県児童相談所及び富山県リハビリテーション病院・こども支援センターに、医療・福祉・教育の連携調整が可能な教員などの人材を配置しタスクシフトによる多忙化の解消を図るとともに、居場所やアウトリーチの機能を持つ民間団体などを活用し地域全体で親子を見守る体制を強化していただきたい。

2 医療的ケア児について

- (1) 医療的ケアを必要とする子どもとその家族の相談や生活支援を行うほか、安全なレスパイトを確実に実施できるよう、医療機関との調整を行うなど、「富山県医療的ケア児等支援センター」の機能強化をしていただきたい。また、広域での災害対応も見据え、市町村を主体とする従来の取組みに加えて、医療的な側面については県のサポートを強化していただきたい。
- (2) 医療的ケア児および発達障害を含む子どものこころの診療ニーズは近年非常に高くなっている。児童精神科医、小児科医およびメディカルスタッフの適正な配置とタスクシフティングが可能となるよう、富山県リハビリテーション病院・こども支援センターの組織を見直されたい。また福祉士および心理士の増員ならびに計画的な人材育成に取り組み、現場の意見や状況を十分に反映した人員配置を考慮されたい。